

建設工事における現場代理人兼任の取扱い要領

1 目的

市が発注する工事の地元事業者の受注促進を図るため、同一人の現場代理人が他工事と兼任できる場合について定めるものとする。

2 対象工事

以下の要件を全て満たす工事を5件まで（当初契約金額の合計が8,000万円未満まで）兼任できる。

- ① 妙高市が発注した工事であること。
- ② 請負（契約）金額が一件4,000万円（建築一式工事にあつては8,000万円）未満の工事であること。
- ③ 工事場所が全て妙高市内であること。
- ④ 常に市及び工事現場間の連絡が取れる体制にあること。

3 兼任の確認

現場代理人の兼任にあたっては、工事現場内の管理等の現場代理人として職務の遂行に支障がないと判断されたときに兼任できるものであり、以下の①及び②により事務を行う。

- ① 現場代理人の兼任を希望する事業者は「現場代理人兼任届」を新たに現場代理人の配置（兼任）をさせようとする工事の監督員に提出する。
- ② 市は現場代理人兼任届に基づき、上記「2 対象工事」の①から④に掲げる要件を全て満たしていることを確認する。

4 兼任中の注意事項

以下に掲げる事項を遵守すること。なお、不備が認められるときは、現場代理人の兼任を不可とする場合がある。

- ① 兼任期間中は兼任を届け出したいいずれかの工事現場に駐在していること。
- ② 各工事現場の安全管理等を徹底すること。

5 その他

① 増額の変更契約に伴う取扱い

増額により変更後の契約額が4,000万円（建築一式工事にあつては8,000万円）以上となった場合でも兼任は不可としない。

② 経費調整について

現場代理人の兼任に伴う経費調整は行わない。